

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年6月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900127 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000010 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における B 共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から平成元年 2 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 6 月から平成元年 12 月末まで、A 事業所が経営する C（昭和 63 年に、店舗名を「D」に変更。以下「C」という。）に、パートとして勤務した。昭和 60 年 7 月から年金に加入したと思うが、勤務期間のうち、平成元年 2 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日までの年金記録はあるのに、請求期間の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、A 事業所の承継事業所である E 事業所において、昭和 60 年 7 月 1 日から平成元年 12 月 31 日まで雇用保険の被保険者であることが確認できる。

また、請求者が C に勤務していた者として名前を挙げた 8 名のうち、連絡先が特定できた者に照会を行ったところ、請求者を記憶する者のうち 1 名が、「時期は定かでないが、請求者が給与明細書を見て保険料が控除してあると言っていた記憶がある。」旨を回答している。

しかしながら、E 事業所は、「請求期間当時の資料は無く、請求期間における請求者の勤務及び給与からの B 共済組合の掛金控除の有無等は不明である。」旨を回答している上、請求期間当時、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、B 共済組合に加入する組合であったところ、同共済組合から提出された請求者に係る組合員資格新規取得届及び組合員資格喪失届から、請求者の同共済組合における組合員資格取得年月日は平成元年 2 月 1 日、同資格喪失年月日は平成 2 年 1 月 1 日であることが確認でき、当該記録は、請求者のオンライン記録と一致している。

また、上述の請求者が名前を挙げた 8 名には、E 事業所又は F 社（平成 13 年に、

E事業所の関連会社として発足)における雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、同被保険者資格取得日とB共済組合の組合員資格取得日が相違する者は4名確認でき、そのうち2名は、雇用保険の被保険者期間においてB共済組合の加入記録は無く、残る2名は、雇用保険の被保険者資格取得日から29か月後又は31か月後にB共済組合に加入しており、いずれも雇用保険に加入後、B共済組合に加入するまでの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している月があることがオンライン記録により確認できることから、A事業所では、必ずしも従業員全員を採用と同時にB共済組合に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者は、請求期間に係るB共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間に係るB共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応したB共済組合の組合員資格に係る届出が同共済組合に行われたこと、又は当該期間に係るB共済組合掛金の納付が掛金徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者がB共済組合の組合員として当該期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900118 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000011 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 11 月から昭和 60 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社の被保険者資格の取得年月日は昭和 60 年 1 月 5 日となっているが、同社に入社したのは昭和 59 年 11 月であり、支給された給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社から提出された請求者の社員名簿から、請求者は、同社に昭和 59 年 11 月 19 日に「臨時」として雇用され、昭和 60 年 8 月 16 日から本採用となり、平成 11 年 9 月 15 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、A 社から提出された請求者に係る被保険者台帳及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 60 年 1 月 5 日と記載されていることが確認できる上、同社は、「資格取得年月日を昭和 60 年 1 月 5 日とする届出を行っており、請求期間において請求者を厚生年金保険に加入させておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除していない。」としている。

また、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 60 年 1 月 5 日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、請求期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、請求者が当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な回答は得られない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 56 年 11 月 21 日から昭和 60 年 1 月 5 日まで国民年

金に加入しており、請求期間は全額申請免除期間と記録されていることが確認できる。

このほか、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900121 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000012 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 11 月から昭和 57 年 4 月まで

B 社の C 店で勤務していたところ、同社の営業部長から A 社に移ったらどうかと誘われて、A 社で勤務することになった。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、A 社に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

同僚等の回答から、期間は特定できないものの、請求者が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は既に死亡していることから、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる元役員 3 名に照会したところ、回答のあった元役員は、請求者のことを記憶しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については分からないとしており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、請求者の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録によると、請求者は、B 社を昭和 56 年 11 月 20 日に離職した直後の同年 12 月 7 日に求職の申込みを行い、昭和 57 年 1 月 14 日から同年 4 月

13日まで失業等給付の基本手当を受給していることが確認できる。

その上、請求者に係る国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和56年11月21日から昭和60年1月5日まで国民年金に加入していることが確認できる。

また、請求者は、「B社からA社に移ったのはB社の意向なので同社D支社を調べてもらいたい。」と主張しているところ、B社は、「当社とA社との関係、移籍の有無等については、当時の関係者が在籍しておらず不明である上、請求者は、請求期間において、既に当社を退職しているため、当社での給与の支給記録は無く、厚生年金保険にも加入させていない。」旨を回答している。

このほか、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。